すみだ生涯学習センター条例の一部を改正する条例を公布する。

平成２９年3月３０日

墨田区長　　山　　本　　　　亨

墨田区条例第１３号

## すみだ生涯学習センター条例の一部を改正する条例

すみだ生涯学習センター条例（平成６年墨田区条例第２５号）の一部を次のように改正する。

第２条中第４号及び第５号を削り、第６号を第４号とし、同条第７号中「教育委員会」を「区長」に改め、同号を同条第５号とする。

第３条第１号カ中「、情報ライブラリー」を削り、同号中キを削り、クをキとし、ケをクとし、同号コ中「教育委員会」を「区長」に改め、同号コを同号ケとし、同条第２号エ中「教育委員会」を「区長」に改める。

第５条及び第６条中「教育委員会」を「区長」に改める。

第７条第１項中「墨田区教育委員会規則」を「墨田区規則」に改め、同条第２項中「教育委員会」を「区長」に改める。

第８条ただし書、第１１条、第１２条、第１３条の２第１項ただし書及び第１４条中「教育委員会」を「区長」に改める。

### 付　則

１　この条例は、平成２９年４月１日から施行する。

２　この条例の施行の日前にこの条例による改正前のすみだ生涯学習センター条例の規定により墨田区教育委員会が行った処分その他の行為又は同日前に墨田区教育委員会に対してされた申請その他の行為は、同日以後においては、それぞれこの条例による改正後のすみだ生涯学習センター条例の規定により区長が行った処分その他の行為又は区長に対してされた申請その他の行為とみなす。